



健水発0623第2号
平成23年6月23日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
埼玉県
千葉県
新潟県
長野県

水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長



東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱の取扱いについて

標記の国庫補助金の交付については、平成23年5月2日厚生労働省発健0502第3号厚生労働事務次官通知の「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、交付要綱3.の（4）に定める補助金の交付の対象となる漏水調査について、別紙のとおり取扱うこととしたので、貴管下水道事業者等に対しこの旨周知されたく通知する。

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業における
漏水調査の取扱いについて

1. 交付要綱3.(4)に定める補助金の交付の対象となる漏水調査

- (1) 請負または調査委託に係るもの(潜水士による漏水調査を含む)
- (2) 応援水道事業体による漏水調査(ただし、応援水道事業体から請求があったものに限る)

2. 漏水調査の作業例

漏水調査の作業例としては、下記のようなものが挙げられる。

(例)

- ・管路に通水し水量や水圧を確認することで、被災の事実や状況を確認する作業
- ・漏水調査機器により漏水位置を探知する作業

3. 応援水道事業体による漏水調査に係る経費

標記の申請額は、被災水道事業体と応援水道事業体との間で応援活動に要する経費の負担に関する協定が締結され、被災水道事業体の負担区分として定められた請求額(漏水調査に限る)とする。

4. 事務手続き

漏水調査に係る経費は、国庫補助申請書様式の「調査費」欄に記入すること。

以上